

特集
平成23年
日田市
10大
ユース

表紙 バラの香りに包まれて

11月3日から27日まで、天瀬町のローズヒルあまがせで、秋のバラフェアが開催されました。

園内には、色とりどりのバラが咲き誇り、訪れた人を魅了しました。バラフェアは年2回(春と秋)催されていて、秋のバラは春よりも色が鮮やかなのが特徴です。

教育環境を整備

2～8月

赤石小曾家分校が閉校し赤石小に統合、静修小と夜明小が統合し新たに大明小が開校した。また、中津江・上津江、前津江、天瀬五馬、天瀬東溪の各地区で、教育環境整備に関する確認書の調印式が行われた。平成24年4月には、それぞれ統合後の新小学校が開校する。



平成23年 日田市 10大ニュース

今年も残り僅かとなりました。皆さんにとって平成23年はどのような年でしたか？

広報ひたでは、掲載記事を中心に、今年1年の10大ニュースをまとめました。1年を振り返りながらご覧ください。



日田梨栽培百周年

2・10月

明治45年に日田市で梨の栽培を始めてから100年を迎え、2月に日田梨栽培百周年記念式典が開催、10月には百周年記念碑除幕式が執り行われた。



東日本大震災 被災地支援

3月～

3月11日に発生した東日本大震災で被災された方や被災自治体に対し、多くの義援金や救援物資を送るとともに、保健師や多数の支援ボランティアが現地へ赴いた。



一般財団法人 日田市公民館運営事業団発足

4月

市内20地区の公民館組織を一本化し、安定した運営体制の確立を図るため、一般財団法人日田市公民館運営事業団が発足。また、6月には桂林公民館が完成し、市内1地区1公民館の体制が整った。



企業立地の推進

5・6月

日田キャノンマテリアル㈱の建設工事が5月2日に着工。また、6月26日には西日本最大手のもやし製造会社である九州ジージーシー㈱日田工場が操業を開始した。



県道日田鹿本線開通 大山ダム試験湛水開始

4・5月

大山ダム建設に伴い、施工していた県道日田鹿本線の延長区間(4,683m)が4月に開通。また、5月には大山ダムの貯水位を上昇・下降させて安全性を確認する試験湛水が開始された。



原田啓介 第9代日田市長誕生

8月

任期満了に伴い行われた市長選挙で、原田啓介氏が初当選し日田市長に就任した。



水郷TV(日田市情報センター) 全面供用開始

6月

平成21年度から実施してきた市街地周辺部に対する光ケーブルの敷設工事が完了。日田市情報センターエリア内のケーブルテレビやインターネットのサービスが全面的に供用開始された。



ボートの全日本選手権で優勝

9月

埼玉県で行われたボートの全日本選手権大会で、林仁哉選手と佐藤達也選手が舵手なしペア(二人がそれぞれ1本ずつオールを持ち艇をこぐ競技)の種目で見事、優勝を飾った。



小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び 埋没樹木群が国の天然記念物に

9月

平成20年の発掘調査で鈴連町下小竹付近の小野川の川底から発見された9万年前の阿蘇4火砕流堆積物とその地層に含まれる埋没樹木群が、日田市で初めてとなる天然記念物に指定された。



平成24年度から 市県民税の税控除等が一部変わります



年末から来年3月までは、年末調整や確定申告など税の申告時期となります。
平成24年度から税制改正によって税控除等の一部が変更するため、今号では、
その主な変更点についてお知らせします。

その1 扶養控除の見直し

扶養控除：配偶者以外に扶養している親族がいる場合、課税額算定にあたり、その人数等に応じて所得金額から差し引かれる額

1. 16歳未満の扶養控除が廃止

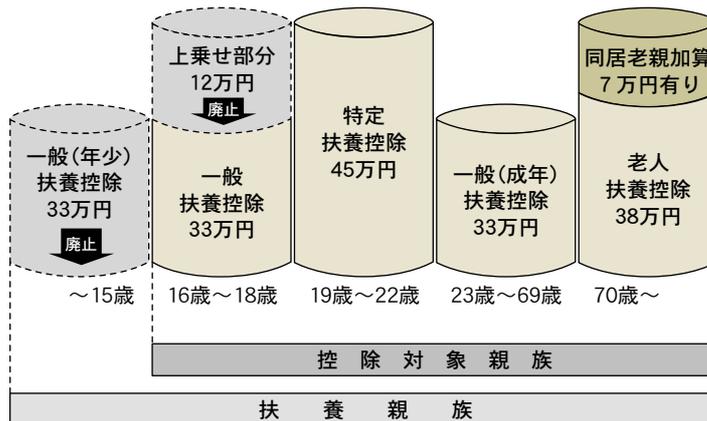
「控除から手当へ」の観点から、年少扶養親族（16歳未満）に対する扶養控除が廃止されます。

2. 特定扶養親族の範囲が変更

高校の授業料無料化により、特定扶養親族（16歳以上23歳未満）のうち、16歳以上19歳未満の人に対する上乗せ部分12万円は廃止され、一般扶養控除額（33万円）に変更されます。

これに伴い、特定扶養親族の範囲が19歳以上23歳未満になります。

個人住民税の扶養親族等の全体像



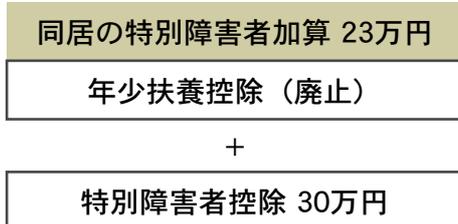
これまでは、同居している特別障害者がある場合、加算控除額23万円が扶養控除額に上乗せされていましたが、上記のとおり16歳未満に対する年少扶養控除が廃止されたため、特別障害者の控除額30万円に23万円を加算する方式で適用されます。

その2 同居の特別障害者 加算方式の変更

特別障害者：障がい者のうち、精神又は身体に重度の障がいがある人、又はそれに準ずると認められる人

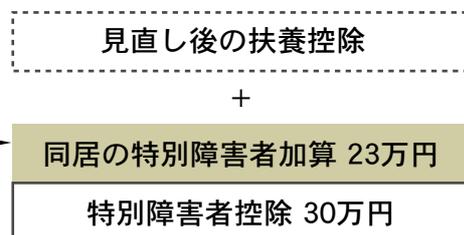
【変更前】

※今回廃止される年少扶養控除に対して、同居の特別障害者扶養控除額を上乗せしていた。



【変更後】

※同居の特別障害者がある場合は、扶養控除に関係なく特別障害者控除に上乗せし、適用させる。



給与所得者及び公的年金受給者に係る扶養親族申告書の提出

平成23年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。この申告書は、それが確認できる給与の支払を受けている期間には、そのうち1人が明記しを提出することができます。

扶

控除対象配偶者 の氏名(氏名)	あなたの氏名	配偶者の氏名
税務課長 給与の支払者 の所在(住所)	あなたの住所 (郵便番号)	あなたの住所 (郵便番号)

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、高齢、盲又は聴覚障害者のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたの 続柄	生年月日	本人が所得者 又は本人が基礎 控除対象者	特定扶養親族 (平成23年 1月1日現在)	住所又は居所	平成23年中の 所得の見積額	異動月日及び事由 (平成23年中に異動があった 場合に記載してください。)
A 控除対象 配偶者	1	配偶者						
	2	配偶者						
	3	配偶者						
	4	配偶者						
	5	配偶者						
B 扶養親族 (平成23年 1月1日現在)	1	障害者						
	2	高齢者						
	3	聴覚障害者						
	4	障害者						
	5	障害者						
C 控除対象 配偶者 又は障害者 の扶養親族 (平成23年 1月1日現在)	1	障害者						
	2	高齢者						
	3	聴覚障害者						
	4	障害者						
	5	障害者						
D 他の所得者 の扶養親族 (平成23年 1月1日現在)	1							
	2							
	3							
	4							
	5							

○ この申告書及び裏面の「申告についての注意」等は、平成22年9月1日現在の所得税法関係法令等の規定に基づいて作成してあります。
 ○ 「扶養親族」とは、この申告書を作成した給与の支払者から受ける給与をいいます。「扶養親族」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
 ○ 控除対象配偶者が本人が基礎控除対象者である場合には「本人が基礎控除対象者又は本人が基礎控除対象者」欄に「扶養親族」欄に「扶養親族」の文字を記入してください。また、控除対象配偶者が特定扶養親族に該当する場合には「特定扶養親族」欄に「扶養親族」の文字を記入してください。
 ○ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についての注意」等をよく読んでください。

住民税に関する事項

氏名	あなたの 続柄	生年月日	住所又は居所	平成23年中の 所得の見積額	異動月日及び事由 (平成23年中に異動があった 場合に記載してください。)
1					
2					
3					

○ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第46条の3第1項及び第2項並びに第37条の3第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を通じて市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を記載しています。

住民税に関する事項 (16歳未満の扶養親族を記載)

16歳未満に対する扶養控除は廃止されますが、市県民税非課税限度額(所得から控除額を差し引きし、一定額を超えない場合は市県民税が課税されません)の算定には扶養親族の人数が用いられます。

年末調整時に提出する「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出する際は、必ず16歳未満の扶養親族について申告してください。申告がない場合は、非課税限度額以下であっても課税される場合があります。

なお、既に未記入のまま提出した人は、勤務する事業所又は税務課市民税係に確認してください。

※公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についても同様です。

※確定申告又は住民税申告をする場合も、申告書の記入欄(確定申告は「住民税に関する事項」欄、住民税申告は「扶養親族」欄)に必ず記入してください。

控除対象となる寄附金の下限額が5千円から2千円に引き下げられます。

※平成23年1月1日以後の寄附金から適用。

■申告方法

所得税の確定申告を税務署で行えば、所得税と住民税の寄附金控除が受けられます。確定申告を行う必要がない人は、住民税申告が必要です。なお、申告の際には各団体が発行する領収書等が必要になります。

※寄附金に対する控除額の計算方法等については、税務課市民税係又は日田税務署(☎22136)にお尋ねください。

その4 寄附金税制の拡充

控除対象：①都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)

②住所地の日本赤十字社支部、県共同募金会に対する寄附金

※①は東日本大震災被災者、被災地地方団体の救済を目的とする日本赤十字社、中央共同募金会等に対する災害義援金として寄附したものを含まれますが、②は含みません。

【電子申告(eLTAX:エルタックス)をご利用ください】

市では、平成23年12月19日から市県民税(給与支払報告書、給与所得者届出書等の提出)について、電子申告の受付を開始します。

・電子申告(eLTAX)とは?

インターネットを利用して申告を行うシステムで、会社や自宅から簡単に手続きができます。また、複数の地方公共団体にまとめて一度に申告できます。(ただし、eLTAXのサービスを開始している地方公共団体に限ります)

・eLTAXの利用時間は?

午前8時30分から午後9時までです。(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は除く)

※利用にあたっては、eLTAX用の無償ソフト又はeLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトが必要です。

※初めて利用するときは、利用者の電子署名及び電子証明書を添付の上、利用届出が必要です。(税理士が関与する電子申告では添付不要)

※利用の詳細は、eLTAXホームページをご覧ください。

【問合せ】税務課市民税係 ☎22-8396 (市役所1階)



①晩秋の澄んだ空気の中、ウォーキングを楽しむ
②温かいだんご汁の中には地元の野菜がたっぷり



江戸時代の史跡に触れながら

11月20日、三花公民館と花月地区実行委員会が主催する第14回日田往還石坂石畳道ウォーキング大会が開催された。

市内外から訪れた約240人の参加者は、旧花月小学校をスタートし、江戸時代に築かれた石畳の歴史と自然の美しさを観賞しながら片道約1.2kmの道のりをウォーキングした。

休憩所の伏木公園では、甘酒の振る舞いや地元の婦人会によるおにぎりやだんご汁、農産物の販売が行われ、参加者たちは温かい昼食で疲れた体を癒やした。その後、ラッキーくじの抽選会が開催され、番号が読み上げられるたびに会場からは大きな歓声が上がっていた。

三 花公民館が優良公民館表彰を受賞

11月18日に文部科学省の第64回優良公民館賞を受賞した三花公民館運営委員会の高田耕一会長と三花公民館の樋口 典館長が、11月21日、市長に受賞の報告を行った。

今回の受賞は、同公民館で行っている高齢者学級「すずめの学校」の取組が評価されたもの。すずめの学校では、柔軟体操や合唱、認知症を防ぐための百マス計算などを、地域住民がボランティアで資料づくりから指導まで行っている。

樋口館長は「皆さんが楽しみに参加してくれるのがうれしい。今後も広がっていきたい」と話した。





命の尊さ学ぶ 母親学級

11月19日、宮原レディースクリニックで母親学級が行われた。これは、近年多発している児童虐待や育児放棄を未然に防ぐため、母親としての知識を深めてほしいと同院の助産師である銭花志信^{しのぶ}さんが中心となって企画したもの。

参加した三隈高校の生徒10人は、体の仕組みや妊娠・出産までの経過等の講義を受けた後、生まれたばかりの新生児を抱き、赤ちゃんとの触れ合いを体験した。

銭花さんは「望まない妊娠や児童虐待を減らすために、今後も続けていきたい」と話した。



先人の理念を未来につなぐ

11月19日、大山文化センターでNPC運動50周年記念式典が行われた。

この式典は、NPC運動が1次NPC (New Plum and Chestnuts) である梅・栗を中心とした農業振興、2次NPC (Neo Personality Combination) の人づくり、3次NPC (New Paradise Community) の環境づくりへと変遷しながら活動開始から50年という節目の年を迎えたことを記念して行われたもの。

主催者である大山地区振興協議会の春末禪^{しずか}会長は、「この運動が完結したわけではない。将来にどうつなげていくか、この式典を改めて考えるきっかけにしてほしい」と挨拶した。

全国バドミントン選手権大会出場報告

11月24日、全国大会出場を決めた市内3つのジュニアバドミントンクラブが、市長報告を行った。

原田市長が、「試合ももちろん頑張してほしいが、全国の選手とコミュニケーションを取って実りある経験をしてきてほしい」と激励すると、選手たちは「頑張ります」と元気よく声をそろえた。

今回出場する選手は、9月に行われた県大会、10月に行われた九州大会で上位入賞を果たした7人。12月23日から4日間にわたって北海道釧路市で開催される、第20回全国バドミントン選手権大会に出場する。





募集

平成24年度 中央公民館ホール の利用受付開始

【問合せ】生涯学習課管理係 ☎②6868

▶ 受付開始日

平成24年1月11日(水)から随時
(土・日曜日、祝日を除く)

午前8時30分～午後5時

▶ 受付場所

中央公民館1階事務室



お知らせ

年末年始休暇のお知らせ

【問合せ】市民課窓口サービス係 ☎②8204

市役所・各振興局・各振興センター

▶ 閉庁日 12月29日(木)～平成24年1月3日(火)

※閉庁期間中に各種証明書が必要な人は、下記の年末年始の業務をご覧ください。

日田市葬斎場

▶ 休場日

平成24年1月1日(祝)

※休場日は火葬業務、告別室(葬儀)、霊安室、市霊きゅう車の利用ができません。

お知らせ

年末年始の業務

年末年始の各種証明書の交付

閉庁期間中に住民票、印鑑証明、納税証明、所得証明が必要な人は、12月28日午後5時までに市役所又は各振興局に電話で予約してください。

なお、戸籍全部事項証明(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明(戸籍抄本)等の交付及び転入・転出等の住民異動届については休暇中の取扱いができませんので、12月28日までに手続を済ませてください。

予約した各種証明書は、閉庁期間中の午前8時30分から午後5時までに市役所又は各振興局の日直が交付します。

※午後5時以降は対応できません。

※予約の際は、証明書の交付を受ける場所をあらかじめ指定してください。

※証明書を受け取る際に発行手数料が必要です。お釣りが出ないようにお願いします。

※代理人が窓口に来る場合は、委任状が必要です。

※交付には、窓口に来た人の本人確認が必要です。運転免許証、保険証、パスポート等を持参してください。

※各振興センター及び各出張所では、交付できません。



年末年始の戸籍の届出

死亡届は、火葬許可証等の交付が必要になりますので、午前8時30分から午後5時までに市役所又は各振興局で届出をしてください。

出生、婚姻等の届出は、次のとおり受付をします。

▶ 午前8時30分～午後5時

市役所又は各振興局の日直が、窓口で受付をします。

▶ 午後5時～翌朝の午前8時30分

・市役所

警備室(市役所の北側玄関入り口)で届書をお預かりします。(死亡届を除く)

・各振興局

玄関付近に受付箱を設置していますので注意事項を確認の上、投函してください。(死亡届を除く)

※各振興センター及び各出張所では、受付ができません。

▶ 問合せ先

市民課窓口サービス係 ☎②8204(市役所1階)

税務課税制窓口係 ☎②8397(市役所1階)

天瀬振興局 ☎⑤78201

大山振興局 ☎⑤3101

前津江振興局 ☎⑤32111

中津江振興局 ☎⑤43111

上津江振興局 ☎⑤52011

年末の税金・水道料金の支払

12月29日(木)・30日(金)

午前9時～午後3時

▶ 問合せ先

税務課納税係 ☎②8205(市役所1階)

水道課管理係 ☎②8220(市役所5階)

お知らせ

日田市役所	☎ 2 3 - 3 1 1 1
天瀬振興局	☎ 5 7 - 8 2 0 1
大山振興局	☎ 5 2 - 3 1 0 1
前津江振興局	☎ 5 3 - 2 1 1 1
中津江振興局	☎ 5 4 - 3 1 1 1
上津江振興局	☎ 5 5 - 2 0 1 1

今月は、
固定資産税・都市計画税 第4期
国民健康保険税 第6期
介護保険料 第6期
 の納付月です。
 納期内の納付をお願いします。

※電子申請有り。
 申込方法に、上記の追記があった場合は、市ホームページの電子申請のページからも申込みできますので、ご活用ください。

公共下水道供用区域
 平成24年1月1日から拡大

平成24年1月1日から、上手町の一部の地域で、新たに下水道の利用ができるようになります。区域内に建物を所有している人は、建物から排出する汚水（台所、浴室、トイレ、洗濯等で生じる排水）を下水道に流し込むための排水設備工事を行ってください。※工事は、3年以内に着手してください。また、排水設備工事は、市で定めた排水設備指定制事店（現在56社）にお申し込みください。
 ※供用開始区域内で、まだ排水設備の設置をしていない人は、早めに設置してください。

関係図面の縦覧
 拡大する供用開始区域の関係図面を次の日程で縦覧します。

■とき

12月15日(木)～28日(水)
 午前8時30分～午後5時
 (土・日曜日、祝日を除く)

■ところ

下水道課（市役所5階）
 下水道課管理係
 ☎ 22 8 2 1 9（市役所5階）

日田市都市計画決定
 変更案を縦覧

市では、都市計画公園及び都市計画下水道の変更に伴い、変更案に対する皆さんからの意見を広く募集します。
 変更案にご意見のある人は、縦覧期間中に都市整備課に意見書を提出してください。
 ※意見書は、各縦覧場所に設置しています。

■縦覧期間

平成24年1月4日(水)～18日(水)
 午前8時30分～午後5時
 (土・日曜日、祝日を除く)

■ところ

都市計画公園の変更
 都市整備課（市役所5階）
 文化財保護課
 (埋蔵文化財センター内)
 都市計画下水道の変更
 都市整備課（市役所5階）
 下水道課（市役所5階）
 都市整備課都市計画係
 ☎ 22 8 2 1 7（市役所5階）

町名表示板、住居番号
 表示板の再交付を受け

住居表示制度が実施されている地域（住所が○番○号で表示されている地域）では、玄関又は門など建物の入り口付近に「町名表示板」・「住居番号表示板」を表示しなければなりません。
 表示板が ぐれたり、文字が読みにくい場合は、無料で再交付しますのでお問い合わせください。
 町名・住居番号表示板(例)



問 市民課窓口サービス係
 ☎ 22 8 2 0 4（市役所1階）

林業退職金共済の
 手続きを忘れていませんか

林業退職共済に加入している、退職金を受け取っていない人を探しています。
 以前、林業の仕事をしていて、ご自身が林業退職共済に加入していたか分からない人についても調べます。
 また、り災した共済契約者及び被共済者の皆さんへの各種手続についても、お問い合わせ・ご相談ください。
 問 独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部
 ☎ 0 3 5 4 0 0 4 3 3 4
 森林保全課森林整備係
 ☎ 22 8 2 1 2

緊急自動車の走行に
 ご協力を

消防車や救急車は、一刻も早く火災や救急の現場に急行し、消火活動を行い被害を最小限に食い止め、また、急病人などを速やかに病院へ搬送しなければなりません。
 このため、道路交通法では、緊急自動車は優先して走行することが認められています。
 円滑な緊急走行のために皆さんのご理解とご協力をお願いします。
 緊急自動車が接近してきたら

問 日田消防署警防係
 ☎ 22 2 2 0 4

保健・福祉

献血にご協力ください

■とき・ところ
 (日田すいめいライオンズクラブ主催)
 12月25日(日)
 午前10時～午後4時
 ダイエー日田店(昼継続 ※3日以内に薬(漢方薬、健胃薬を除く)を服用した人、70歳以上の人は献血できません。)
 ※献血カードを持参してください。カードを持っていない人は、受付時に本人確認を行いますので、免許証、保険証などを持参してください。
 ※一般献血(400ml)のみ。
 問 日田市献血推進協議会事務局(地域保健課保健医療係内)
 ☎ 22 8 2 3 1（市役所1階）

人権コラム

心、豊かに



こころちゃん

「差別」は自分の問題

私たちの周りには、同和問題（部落差別）を始め、女性、子ども、高齢者、障がい者への偏見や差別など様々な人権問題があります。寝た子を起こさないでいい、知らなければ差別は無くなるなどの意見もありますが、それで差別は無くなるのでしょうか。

学校の授業や家族などを通して知った言葉が差別発言につながったり、出身地を理由とする結婚の反対や就職で採用されないなどの差別がいまだに存在し、日田市でも、昨年6月に差別落書き事件が発生しています。

結婚のときに身元調査をされれば誰でも深く傷つきます。いじめの対象になったり、事故等で障がいを持つことは誰にでもあり得ます。差別は決してひと事ではありません。

またインターネットは、情報収集等の便利な機能がある反面、差別表現やひぼう・中傷など悪質な書き込みもあるため、いじめや差別を助長してしまう問題があります。

心のどこかに差別意識が眠っているから、差別が起きるのではないのでしょうか。

差別を無くすために重要なことは、正確な知識を学ぶとともに、差別を自分の問題として考えることなのです。

この機会に、地区公民館や各町内の人権学習会や講演会に是非、参加してみてください。

【問合せ】人権啓発センター
☎ 22-8017（市役所別館1階）

戦没者等の遺族の皆さん
第9回特別弔慰金の
請求を忘れずに

戦没者等の死亡当時の遺族のうち、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に遺族年金、公務扶助料等を受けていた人が亡くなり、平成21年4月1日現在で、遺族年金、公務扶助料等を受ける人がいない場合には、額面24万円（6年償還）の記名国債が支給されます。

■請求期限

平成24年4月2日(月)

※恩給法等に基づく年金給付の受給権者がいるときは請求できません。場合もあります。

■社会保険課国保・年金係

☎ 8271（市役所1階）

大分県高齢者福祉課

☎ 0975062694

インターネットで年金
加入記録の照会ができます

年金の加入記録をインターネットで照会することができます。厚生年金の加入記録を確認したいときや国民年金保険料の納め忘れがないか確認したいときなどは、日本年金機構ホームページをご利用ください。

■社会保険課国保・年金係

☎ 8271（市役所1階）

日本年金機構日田年金事務所

☎ 6174

講習

大分県立日田高等技術専門学校
短期講習受講生募集

■エクセル超入門講座

■とき

1月19日(木)・20日(金)・23日(月)・24日(火)
午後6時30分～9時30分

■ところ

日田高等技術専門学校

(朝日ヶ丘)

■内容

ワード・エクセルの基本操作と実践的な使い方

■対象

企業等に在職し、ウインドウズの基本操作ができ、全日程を受講できる人

■受講料 無料

(別途テキスト代が必要)

■募集数 20人(先着順)

■申込方法

住所、氏名、勤務先、電話番号を電話で連絡

■申込期限

12月27日(火)

日田高等技術専門学校

☎ 0789

相談

無料

■ 定例行政相談

■とき・ところ

平成24年1月11日(水)

午前9時～正午

天瀬公民館

■相談員 行政相談委員

■相談内容

各官公庁に対する意見・要望や悩みごとなど

■市民課3日以内窓口

☎ 8233（市役所1階）

■ 弁護士相談会

■とき 平成24年1月11日(水)

午後1時～5時

■ところ

市役所地下消費生活相談室

■募集数 8人(先着順)

■相談内容

多重債務を始め、消費生活に関すること

■ 申込開始日

12月26日(月)

■ 商工労政課消費生活・労働福祉係

☎ 9393（市役所6階）

■ 不動産市民相談室

■とき 1月12日(木)

午後1時30分～3時30分

■ところ

パトリア日田2階市民活動支援室

■相談員

宅地建物取引主任者(宅建協会役員)

■相談内容

不動産に関わる一般相談

※事前に電話で申込みが必要です。

■ 宅地建物取引業協会日田支部

☎ 2103

医療費が高額になったとき

国民健康保険に加入している人の医療費（月額）が下記の「自己負担限度額」を超えた場合には、申請によりその超えた金額の払戻しを受けることができます。

70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

所得区分	自己負担限度額（支給が3回目まで）	4回目以降※2
上位所得者※1	15万円 + (医療費 - 50万円) × 1%	8万3,400円
一般世帯	8万100円 + (医療費 - 26万7,000円) × 1%	4万4,400円
市県民税非課税世帯	3万5,400円（加算制度はありません）	2万4,600円

※1 上位所得者…世帯全員の合計所得が600万円以上の人。また、所得の申告がないと上位所得者とみなされます。

※2 4回目以降…過去12か月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合は、4回目以降の欄の限度額を超えた分が支給されます。

■ 1か月の自己負担限度額を超えたとき

同じ人が、同じ月内・同じ医療機関に支払った自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた分が支給されます。

■ 同じ世帯で合算して限度額を超えたとき

一つの世帯内で、同じ月内に2万1,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらの額を合算して限度額を超えた分が支給されます。

払戻し額を計算する前の注意点

- ・月ごとに計算
該当月の1日から末日までを1か月として計算
- ・病院、診療所ごとに計算
同じ医療機関でも歯科は別計算
※70歳以上75歳未満の人は除く。
- ・保険がきかないものは対象外
食事代や差額ベッド料など

70歳以上の人の自己負担限度額（月額）

所得区分	自己負担限度額	
	個人単位（外来のみ）	世帯単位（入院・外来）
現役並み所得者※1	4万4,400円	8万100円 + (医療費 - 26万7,000円) × 1% (ただし、支給が4回目以降の場合は4万4,400円)
一般世帯	1万2,000円	4万4,400円（加算制度はありません）
低所得Ⅱ※2	8,000円	2万4,600円（ ” ）
低所得Ⅰ※3	8,000円	1万5,000円（ ” ）

※1 現役並み所得者…前年の所得が145万円以上の人とその世帯に属する人

※2 低所得Ⅱ…世帯主及び国保加入世帯全員が市県民税非課税世帯の人

※3 低所得Ⅰ…世帯主及び国保加入世帯全員が市県民税非課税世帯で、前年の所得がゼロの世帯の人

医療費の払戻しに必要なもの

1. 国民健康保険証
2. 高齢受給者証（70歳～74歳）
3. 印鑑
4. 領収書
5. 世帯主名義の口座

入院時に認定証があると便利です

国民健康保険加入者（70歳以上の人は、市県民税非課税世帯の人のみ）が入院する場合、「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額認定証」があれば、あらかじめ自己負担額を軽くすることができます。

この認定証を病院の窓口に表示すれば、自己負担限度額までの支払となりますので、事前に社会保険課、各振興局又は振興センターでの認定証交付の手続きをお勧めします。

【問合せ】 社会保険課国保・年金係 ☎ 22-8271（市役所1階）

40歳～74歳の皆さんは是非、受診を！

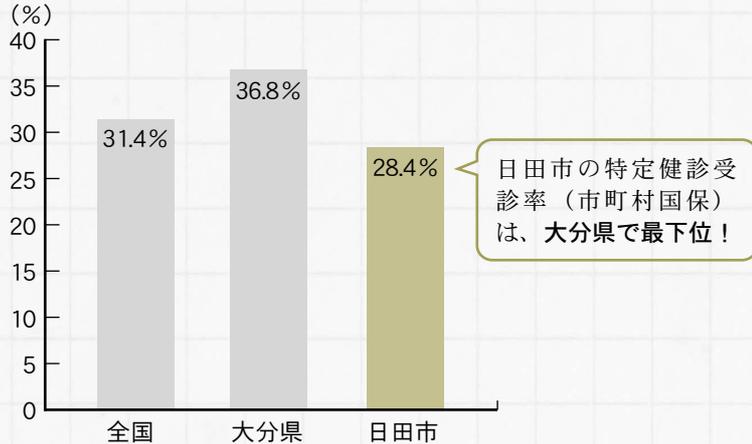


特定健康診査

平成20年4月から実施している、40歳から74歳までを対象にした特定健康診査。受診していますか？
 特定健康診査は、生活習慣病の予備軍といわれるメタボリック症候群に着目した健康診査です。健診結果を基に、生活習慣を早期に見直すことで糖尿病や高血圧症等の生活習慣病を未然に防ぐことができます。

あなた自身のためにも、あなたの周りの人のためにも、年に一度は受診しましょう。

【平成21年度特定健診受診率（平成21年度法定報告確定値より）】

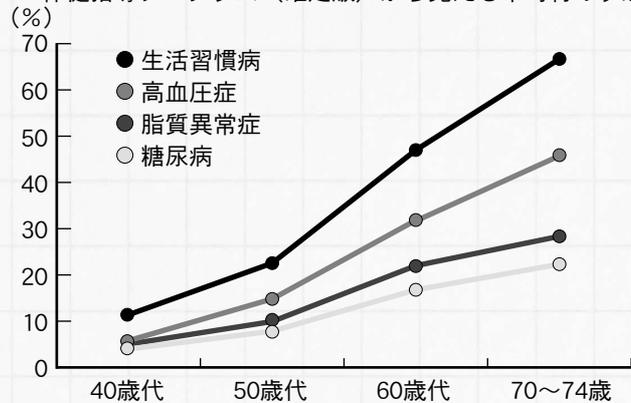


健康づくりの第一歩、特定健康診査の受診を

特定健康診査には、国が示した受診率の目標があります。その目標の一つが、平成24年度までに受診率を65%にすること。

しかし、日田市が実施する国民健康保険加入者の受診率は28.4%と県内では最下位、全国でも低い水準となっています。まだ受診していない人は是非、受診をお願いします。

【日田市の平成23年度の年齢層別有病率（男女計）（標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）から見える市町村のすがたより）】



年齢を重ねるごとに高まる有病率

年齢を重ねるごとに高血圧症や脂質異常症等の生活習慣病の有病率は高くなりますが、市の国民健康保険加入者の40歳、50歳代の受診率は、それぞれ2割にも満たない現状にあります。

将来の自分自身のため、医療費を抑えるためにも、年に一度の健診を受け、数値に異常があれば自覚症状がなくても放置せず、速やかに生活習慣を見直すことが大切です。

申込み受付中！住民健診のご案内

申込み 日田検診センター ☎ 22-3600

特定保健指導を活用しましょう

特定保健指導は、特定健診の結果を踏まえ、メタボリックシンドロームの危険度が高い人に対して健康状態を知り、生活習慣の改善に向けて自主的に取り組めるよう医師や保健師、管理栄養士が支援する制度です。

個別の保健指導が受けられますので、是非、健康について一緒に考えていきましょう。

- ・下記の予約期間内（午前9時～午後4時）に予約をしてください。
- ・健診当日の受付時間は、午前8時30分から10時までです。

とき	予約期間（土・日曜日は除く）	健診会場
平成24年1月26日(木)	平成24年1月10日(火)～25日(水)	日田検診センター
平成24年1月27日(金)	平成24年1月10日(火)～26日(木)	
平成24年1月29日(日)	平成24年1月10日(火)～27日(金)	
平成24年1月30日(月)		

※がん検診や骨粗しょう症検診も受診することができます。詳細は、市ホームページをご覧ください。
 ※国民健康保険加入者で、上記の日程に受診できない人は、自分の予定に合わせて予約できるミニドッグ（別料金設定有り）があります。

【問合せ】地域保健課健康支援係 ☎ 24-3000（ウエルピア内）

テーマ 予防が大切

今日は、上津江診療所  山崎世紀先生です。

今年もいよいよ慌ただしい師走となりました。

例年のごとくインフルエンザの季節到来の時期でもあります。風邪は万病の元、風邪のような症状で別の病気のときもあります。

風邪はウイルス性と細菌性がありますが、約97%はウイルス性です。抗生物質が効きません！感染し日にちがたち、身体が弱ってくると大変です。特に乳幼児やお年寄りにとっては致命傷になる場合があります。ウイルスや細菌が進入してきて肺炎になることもあります。

インフルエンザも「風邪」の一種ですが、発病が特異で症状が重いので別格で扱われています。

インフルエンザワクチンは、どんな種類が流行するか分からず変異も多いため予測しにくいのですが、何とか予測を立てて前年度から作り始めます。ワクチンは流行して接種するものではなく、ワクチンを接種したからといって感染しないわけではありません。しかし、重症化にならないために流行する前（1～2か月前）に接種しましょう。

また、ワクチンの種類にもいろいろありますが、肺炎球菌ワクチン（高齢者の肺炎の原因となる病原体の中で、最も頻度の高い「肺炎球菌」という細菌を狙った予防ワクチン）は、できれば高齢者の人には接種してもらいたいワクチンです。自費になりますが5年に1回の接種となります。

昨年から新型インフルエンザが流行し大変でしたが、今までにない新しい「人から人」への感染症は何が起こるか予測ができません。例えば、強毒性の鳥インフルエンザが流行したら…不幸にも多くの人亡くなるのではと懸念しています。

何より皆さん、喉元過ぎれば…で大切なことを忘れていませんか？

①手洗い ②うがい ③マスク ④予防接種

風邪（感染症）は予防が大切です。一人ひとり心掛けてください。

皆さんが健康で明るく年越しができますように願っています。

【問合せ】上津江診療所 ☎54-3001

健康掲示板 1月

地域保健課健康支援係 ☎243000
大分県西部保健所 ☎3133

母子健康手帳の交付（妊娠届出書が必要）

6日・20日・27日(金) 9:00～16:00
ウエルピア1階
※各振興局でも行っています。（予約制）

4か月児健診（母子健康手帳が必要）

12日(木) 13:00～13:30
市役所7階大会議室
対象：平成23年8月20日～9月19日生まれ

7か月児健診（母子健康手帳が必要）

11日(水) 13:00～13:30
市役所7階大会議室
対象：平成23年6月生まれ

1歳6か月児健診（個別に通知）

17日(火) 13:00～13:30
市役所7階大会議室
対象：平成22年6月生まれ
20日(金) 13:00～13:30
天瀬公民館東溪分館
対象：平成22年5月～6月生まれ

3歳児健診（個別に通知）

18日(水) 13:00～13:30
市役所7階大会議室
対象：平成20年9月生まれ
20日(金) 13:00～13:30
天瀬公民館東溪分館
対象：平成20年8月～9月生まれ

すくすく相談（母子健康手帳が必要）

20日(金) 10:00～11:00 大山保健センター
26日(木) 9:00～11:00 なかつえ保育園

成人健康相談

5日(木) 9:30～11:30 五和公民館
19日(木) 9:00～11:00 ウエルピア
27日(金) 9:30～11:30 西有田公民館
※乳幼児・妊産婦健康相談も実施。
※健康手帳・母子健康手帳が必要。

エイズ抗体検査・肝炎ウイルス検査等

事前予約制で、随時受け付けています。（無料）
申込方法：電話で大分県西部保健所に申込み

※地域保健課健康支援係では、女性特有の悩みを相談する女性専用健康相談やこころの相談も受け付けています。個室の相談室で対応しますので秘密は守られます。（事前の電話予約が必要）

近年、自治基本条例に取り組んでいる自治体が多くなっていますが、地方分権等の様々な影響などから、今までよりも更に、「市民参加の市政を進めていかなければならない」という考え方も背景にあります。

市民参加の市政の推進方法（広聴制度など）

市では現在、市民からの意見・提案を様々な方法で受け付け、市民参加の下、市政を進められるよう努めています。

陳情、要望
郵便、電子メール
説明会
パブリックコメント制度



日田市

平成23年12月からは、これらの広聴制度に併せ、まちづくり市民会議「いっしょに考えん会」を設置し、市民の意見をできる限り施策に反映させていくこととしています。

日田市が制定に向けて検討している自治基本条例では、上記の推進方法を、市政運営の原則として定める、法的根拠を持たせる等考えながら取り組んでいます。

次回からは、日田市の自治基本条例にどのような項目を実際に盛り込んでいこうとしているのかをお伝えします。

第13回 市民ワーキンググループ会議

とき 1月24日(火) 午後7時～9時

ところ 市役所中会議室

市ホームページの自治基本条例のページに、過去の市民ワーキンググループ会議の内容（資料、会議要旨）を掲載しています。

併せて、自治基本条例に関するご意見も随時、募集しています。

また、市民ワーキンググループ会議は原則、公開していますので、傍聴を希望する人は企画課までお問い合わせください。

【問合せ】 ☎877-8601（住所記載不要）企画課政策企画係

☎22-8227（市役所4階）（FAX）24-0429

（メール）kikaku@city.hita.oita.jp



■水郷ひたづくり全住民一斉清掃

10月23日、市内の各自治会の協力により一斉清掃を実施し、河川沿いの自治会では筑後川・矢部川河川美化「ノーポイ」運動も併せて行われました。皆さんのおかげで、町がきれいになったという声が聞かれるようになりました。

今後も、美しい水郷ひたづくりを目指して取り組んでいきます。来年は10月28日を予定していますので、皆さんのご協力をよろしくお願ひします。



■事業系一般廃棄物（生ごみ）の処理について

最近、事業所から排出される生ごみについて、容器に入った生ごみそのまま持ち込まれるなどの状況が見受けられ、機械の故障等の原因となっています。安定した生ごみ処理のために、適正な分別をお願いします。

■市では、家電リサイクル対象品を収集していません

家電4品目（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫）は、家電リサイクル対象品のため収集・持込みができません。

・家電4品目の出し方

買い換える場合…購入する販売店に依頼してください。
買換え以外の場合…以前購入した販売店に引取りを依頼してください。

販売店が分からない又は販売店が近くにない、販売店が廃業している…お近くの販売店又は下記の家電取扱業者にご相談ください。

家電取扱業者

九州K運送日田(有)	☎ 2 2 - 2 9 6 1
株)日田ビル管理センター	☎ 2 2 - 2 5 2 5
平山産業(株)日田支店	☎ 2 4 - 6 3 5 4

一人1日当たりのごみ焼却量の目標
平成32年度までに～486g～

実績

- ・平成23年10月553g、4月から10月までの月平均588g
- ・平成22年10月489g、4月から10月までの月平均532g

【問合せ】生活環境課廃棄物処理係 ☎ 2 2 - 8 2 0 8 （市役所2階）

冬期の節電にご協力ください



節電をお願いする期間

12月26日(月)～平成24年2月3日(金)
平日の午前8時～午後9時

原子力発電所の定期検査による稼働停止に伴い、暖房等で電力の需要が高まる冬期の電力不足が予測されています。

市民の皆さん一人ひとりの節電が大きな力となり、電力消費を抑えることができますので、ご協力をお願いします。

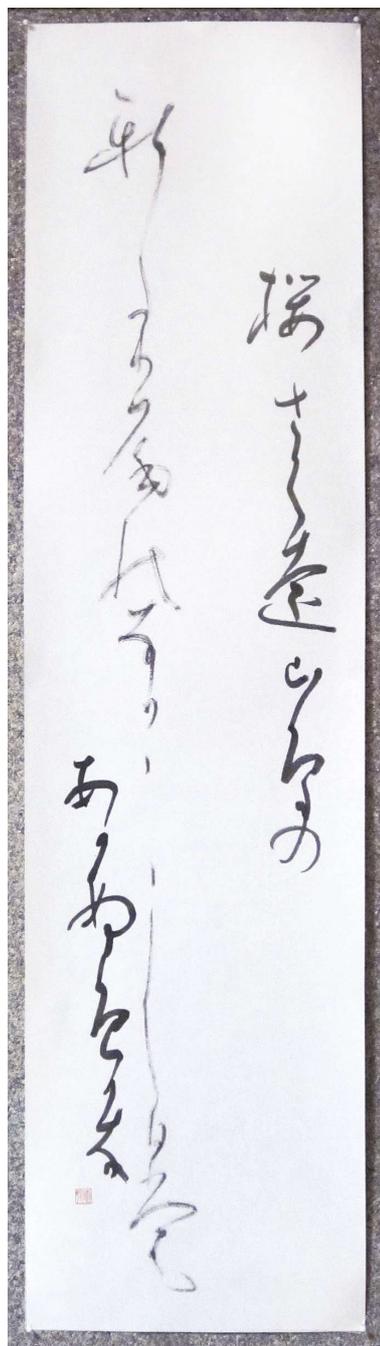


家庭の節電メニュー

- 夕方に電気製品の使用が重ならないよう家事の段取りを組む
(家庭の電力需要が増える夕方以降に、一斉に負荷の高い電気製品を使用することがないようにお願いします)
- 温湿度計を付けて室温(20℃)を管理
- 洗濯機は容量の80%程度を目安にまとめ洗い
- パソコンは省電力設定を活用

- 電気の暖房機器(ガス・石油以外)を使う場合は、エアコンと電気ストーブ・ヒーターを上手に使い分け
(例えば、家族4人そろった広い部屋でみんなが暖まる場合は、電気ストーブよりエアコンが効率的。逆に、広い部屋で一人で暖まる場合は、エアコンより電気ストーブが効率的)
- 電気カーペットは人のいる部分だけを温め、設定温度を「中」又は「弱」にする
- 扇風機やサーキュレーターで部屋の上部の暖気を循環させる
- こたつは上掛けなどを活用し、暖気を逃がさないようにする
- お湯はこんろで沸かし、ポットの電源は切る
- 夕方のピーク時の掃除はモップやほうきを使う

【問合せ】水郷ひたづくり推進課企画推進係 ☎ 2 2 - 8 3 5 7 （市役所2階）



第6回日田市美術展日田市教育長賞書道の部

待野千津子さん（高井町）の作品

桜さく^{とやまどり}遠山鳥の
しだり尾^おのながながし日裳^も
あかぬ色かな

【作品評】 三行の散らし書き。行間を変化させ、渴を中心に前後

を潤でまとめた優しい情緒あふれる作。

大分県美術協会書道部会長 藤井青霄

まちのヒーロー！消防団 ③⑥
日田方面団女性消防団員

私たち女性消防団員は、女性の社会参加を促進し消防団の活性化を図ることを目的に結成され、現在10人で活動しています。

消防団といえは男性のイメージを持つ人が多いと思いますが、女性が持つきめ細やかな心配りを生かし、一人暮らしの高齢者宅への防火指導訪問、園児を対象とした防火教室など市民に親しまれる消防団を目指して活動しています。

また、平成21年に制作した「おいしい火の用心♪」が市の防火ソングとして認定を受け、身近に親しんでもらえるいろいろな場所で披露しています。

これから空気が乾燥し、火災の発生しやすい時期になります。これまで以上に防火広報に力を入れて頑張つていきますので、皆様のご協力をお願いします。



園児を対象に開催している七夕防火教室